# 解体工事に要する費用等

**記載例①**

作業内容「有」にチェックを入れた場合は、分別解体の方法を記入してください。

１　分別解体等の方法（工事内容に応じて選択し、該当の枠内を記入する）

３つの内容のうち該当するものにチェックを入れてください。

該当のチェックをしない内容については、記入の必要はありません。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 工程 | | 作業内容 | | 分別解体等の方法  （土木工事は、解体工事のみ） |
| ☑ 建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等） | | | | | |
|  | 工程ごとの作業内容  及び解体方法 | ①仮設 | 仮設工事 | □有　☑無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ②土工 | 土工事 | □有　☑無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事 | □有　☑無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事 | ☑有　□無 | □手作業　☑手作業・機械の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事 | □有　☑無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ⑥その他（　　　　） | その他の工事 | □有　☑無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| □ 建築物の新築・増築 | | | | | |
|  | 工程ごとの作業内容  及び解体方法 | ①造成等 | 造成等の工事 | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ②基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事 | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事 | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ④屋根 | 屋根の工事 | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ⑤建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事 | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ⑥その他（　 　　　） | その他の工事 | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| □ 建築物の解体、建築物の修繕・模様替（リフォーム等） | | | | | |
|  | 工程ごとの作業内容  及び解体方法 | ①建築設備・内装材等 | 建築設備・内装材等の取外し | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用  　併用の場合の理由（　　　　） |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取外し | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用  　併用の場合の理由（　　　　） |
| ③外装材・上部構造部分 | 外装材・上部構造部分の 取壊し | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ④基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの取壊し | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ⑤その他（　　　 　） | その他の取壊し | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |

２　解体工事に要する費用（解体工事の場合にのみ記載）　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　（受注者の見積金額）　　　　　　　　　　　　　　（消費税及び地方消費税の額を含む）

金額の記載は金止めをし、「金○○○円」という表記をしてください。

３　再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　　　　　　　　　　　　　裏面のとおり

４　特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　　　　　　　　　　　　金○○○○○円

　　（受注者の見積金額）　　　　　　　　　　　　　　（消費税及び地方消費税の額を含む）

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 施設の所在地 |
| コンクリート  アスファルト　**×（注１）** | ○○アスコン㈱ | 前橋市○○町○丁目○－○ |
| コンクリート | ○○アスコン㈱  △△アスコン㈱　**×**  **（注２）** | 前橋市○○町○丁目○－○  前橋市△△町△丁目△－△　　**×**  **（注２）** |
| アスファルト | ○○アスコン㈱ | 前橋市○○町○丁目○－○ |
| 〃　　**×（注３）** | △△アスコン㈱ | 前橋市△△町△丁目△－△ |
|  |  | 注意事項  （注１）特定建設資材廃棄物については、一行に１つの品目を記入することとし、搬入先の施設が同じ場合であっても、２つ以上の品目を一行にまとめて記入しないこと。  （注２）特定建設資材廃棄物の１つの品目に対し、複数の施設を記入する場合であっても、２つ以上の施設名及び施設の所在地を一行にまとめて記入しないこと。なお、施設の所在地には事務所の所在地ではなく処理施設の所在地を記入すること。  （注３）上段と同じ文言を記入する場合であっても、「〃」等の略称を使用しないこと。 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

注　受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）すること。

# 解体工事に要する費用等

**記載例②（土木工事等）**

１　分別解体等の方法（工事内容に応じて選択し、該当の枠内を記入する）

土木工事等において、端材や残材等が発生し、再資源化する必要が生じた場合には必ず変更契約をしてください。

３つの内容のうち該当するものにチェックを入れてください。

該当のチェックをしない内容については、記入の必要はありません。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 工程 | | 作業内容 | | 分別解体等の方法  （土木工事は、解体工事のみ） |
| ☑ 建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等） | | | | | |
|  | 工程ごとの作業内容  及び解体方法 | ①仮設 | 仮設工事 | □有　☑無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ②土工 | 土工事 | □有　☑無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事 | □有　☑無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事 | □有　☑無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事 | □有　☑無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ⑥その他（　　　　） | その他の工事 | □有　☑無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| □ 建築物の新築・増築 | | | | | |
|  | 工程ごとの作業内容  及び解体方法 | ①造成等 | 造成等の工事 | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ②基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事 | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事 | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ④屋根 | 屋根の工事 | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ⑤建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事 | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ⑥その他（　 　　　） | その他の工事 | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| □ 建築物の解体、建築物の修繕・模様替（リフォーム等） | | | | | |
|  | 工程ごとの作業内容  及び解体方法 | ①建築設備・内装材等 | 建築設備・内装材等の取外し | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用  　併用の場合の理由（　　　　） |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取外し | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用  　併用の場合の理由（　　　　） |
| ③外装材・上部構造部分 | 外装材・上部構造部分の 取壊し | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ④基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの取壊し | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |
| ⑤その他（　　　 　） | その他の取壊し | □有　□無 | □手作業　□手作業・機械の併用 |

２　解体工事に要する費用（解体工事の場合にのみ記載）　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　（受注者の見積金額）　　　　　　　　　　　　　　（消費税及び地方消費税の額を含む）

土木工事等において、再資源化等に要する費用を見込んでいない場合は「ゼロ」や「金０」と記載してください。

３　再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　　　　　　　　　　　　　裏面のとおり

４　特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　金０円

　　（受注者の見積金額）　　　　　　　　　　　　　　（消費税及び地方消費税の額を含む）

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 施設の所在地 |
|  | **該当がない場合は斜線とすること** |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

注　受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）すること。

**注意事項**

**＜建設リサイクル法対象工事について＞**

建設リサイクル法対象工事の説明

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で、建設工事の規模が下表の規模の基準以上の場合は、建設リサイクル法が適用される対象建設工事となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **工事の種類** | **規模の基準** | |
| 建築物の解体工事 | 床面積の合計 | 80㎡以上 |
| 建築物の新築・増築工事 | 床面積の合計 | 500㎡以上 |
| 建築物の修繕・模様替え（リフォーム等） | 請負代金額 | 1億円以上 |
| その他の工作物に関する工事（土木工事等） | 請負代金額 | 500万円以上 |

特定建設資材は以下のとおりです。

〇コンクリート

〇コンクリート及び鉄から成る建設資材

〇木材

〇アスファルト・コンクリート

対象工事の契約手順

①「解体工事に要する費用等確認書」の作成（記載例を参考に作成してください）

②監督員から確認印を受領

　・①で作成した「確認書」を担当課へ提出し、確認印、受付印を受領する

③契約書の作成

　・②で監督員から返却された「確認書」の内容を、契約書に添付の書面（「解体工事に要する費用等」）に転記

　・契約書を袋綴じ（設計書の添付がある場合は当該書面の後ろに添付）し、表裏に割印

　※「確認書」は契約書に袋綴じしないので注意

④契約監理課へ提出

　・監督員の確認印がある「確認書」

　・袋綴じをした契約書とその他の必要な書類を合わせて期日までに契約監理課へ提出

注意事項

　上記の表のとおり、「建築物の解体工事」及び「建築物の新築・増築工事」においては、当該工事が建設リサイクル法対象の工事になるかどうかは、床面積の合計により判断します。よって、入札公告時点でお伝えする、建設リサイクル法対象工事の判定が、落札後に覆ることはありません。

　一方、「建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）」及び「その他の工作物に関する工事（土木工事等）」においては、当該工事が建設リサイクル法対象工事になるかどうかの判断を請負代金額にて判断します。従って、入札公告時点では設計金額が建設リサイクル法対象工事の規模の基準（税込）を上回っていたものの、実際に落札した工事の請負代金額がそれを下回る場合があります。その場合は建設リサイクル法の対象外となるのでご注意ください。